

保育系弁護士がゆく

少子化時代をサバイブする園の護身術

第 36 号

立川市・小学校乱入事件を考える

レーヴ法律事務所では、全国の園の顧問弁護士として園・先生方のトラブル・悩みごとに対応しています。

事務所に寄せられる様々なご相談を基に、園に役立つ情報をQ&A形式でお届けします。

レーヴ法律事務所共同代表
園を護る顧問弁護士として、
全国の園をサポートしながら、
各地で研修・講演活動や
園向けの著作活動を行っている
株式会社チャイルド社
代表取締役社長
株式会社幼保経営サービス
取締役副社長



弁護士 保育士
おもちゃコンサルタント
柴田 洋平

Q

uestion

立川市・小学校乱入事件を受けて園はどうする？

2025年5月に、東京都立川市の小学校に保護者の知人が校内に侵入し暴れ、教職員がケガをする事件が起きました。幸い小学生たちのケガはなかったようです。

園の保護者にも暴力的な言動に出る方がいます。今回の事件を受け、園としてどのような対策をすれば良いのでしょうか？

A

nswer

- ① 従前の不審者対策やマニュアルを確認するほかは特別な追加の対策はしなくて良い。悪意ある人間の侵入を防ぐことはできない。不可能な目標・ゴール設定をしないように！
- ② 保護者・関係者の暴力的な言動にはしっかりと対抗しよう。抗議するためにもできれば、証拠も押さえよう！

① について

今回の事件を受けて、園の安全対策は十分なのか？何かしなくてはならないのか？と不安になる園・先生がいるかもしれません。しかしながら、既存の対策に加えて何かをする必要はないと考えます。

園の先生方はこども達を想うあまり、時に実現困難なことを試み、結果としてできず更なるトラブル・不信に繋がる、ということがしばしば起こります。今回の事件を受けて「悪意ある大人の園への侵入を絶対に防がなければならない」と考えることは正に不可能なことです。

世の中では、「社会の構成員としてやってはいけないこと」が法律・条例で、「犯罪」として定められています。今回の事件のように悪意をもって実行した「故意犯」もあれば、自動車の運転を誤ってしまっ起こしてしまう「過失犯」もあります。

社会生活を送る上で、更には園運営を考える上で、関係者が「犯罪」をしない、という前提・信頼のもとに安全や管理に関する制度設計をしてよいのです。言い換えれば、犯罪の発生を完全に防ぐ対策をする必要はないのです。

(例えば、コンビニやスーパーの全ての商品にICタグをつけて入口付近にゲートを設けて常に警備員を置いてアラームが鳴った人を抑えれば万引きはなくなるでしょうが、そんなことをしていたらコストがかかって仕方がない、それをしたって通用口・裏口から出られたらどうにもならない、ということです。)

後半につづく▶

A

answer (後半)

悪意ある第三者の侵入を完全に防げる園なんて存在しません。玄関でなくても敷地や塀のどこかに大人が乗り越える一切のスキがない園なんてほとんどないでしょう。刑務所のような塀で囲めば別ですが、そんなことは不可能です。

園が敷地境界について考えなければならないのは、逆に「園児の勝手な園外への抜け出し」です。それを防ぐための安全かつ十分な塀や柵、園入口での安全な登校園のルール作り、保護者との協力です。

不審者の侵入への対策としては、既に多くの園で検討されていると思いますが、侵入があった際の対応や行動を対策やマニュアルとして定めて確認しておくことです。実際に不審者や暴漢が園に現れたときに具体的な状況下でその通りに出来るかは別としてですが。

園として、日々の保育に関わるミス・失敗への安全対策（事故防止や不適切保育防止策等）はしなければならぬとしても、悪意ある第三者の犯罪行為が発生すること自体を防ぐことは出来ないと考えましょう。

園は「暴力を振るうために侵入する保護者やその知人を園の敷地・建物に絶対に入れない対策」はしなくて良い、と考えてください。今回のような事件があったとしても、それは「犯罪者」の問題であり、園として何かをする必要はありません。



② について

保護者とのトラブル、特に暴力的な言動を保護者が取る場合の対応は園の大きな悩みであり、レーヴ法律事務所にも多く相談が寄せられます。怒鳴り声をあげる、机をたたく、現場の保育者をなじるなど。

何がきっかけでトラブルとなるか、園・保育者に何か落度・ミスがあったか、なかったか、ケースによって様々でしょう。トラブルに対して、保護者が怒り、要望をしたり、改善を求めたり、意見を言うことは問題ありませんし、園も一定の範囲で話は聞かなければなりません。

そうだとすると、大声を出したり、人や物に手を出したり、園や職員を誹謗中傷したり、深夜や長時間の対応を強要したりするなどの暴力的な言動を取ることは法律上も許されませんし、園の教育上もそのような行動を容認するべきではありません。

そのような暴力的な言動があれば、園として、トラブルの原因や解決策・改善策は別として、保護者のその問題行為を指摘し、改善を求め、改善がなされなければ園も対応しない、と毅然とした対応が必要です。特に、管理者は、現場の保育者を守るために、間に入って介入しなければなりません。

暴力を振るってケガでもすればともかく、精神的な被害を受けるだけの言動の多くは、明確な証拠がなく、そんなことはしていない、そんな言い方はしていない、等と後にうやむやになってしまいがちです。

昨今では、園外の防犯カメラに留まらず、園内に記録用・見守りのカメラを導入する施設が増えています。園・保育者の日々の保育を記録し、時に問題がないことを説明する上でも役に立つカメラです。

玄関近辺は、乱暴な保護者が自身の正当性を誇示しようと騒ぎを起こすことの多い場所です。見守りカメラの副次的な効果として、保護者の暴力的言動の記録・証拠を残す、という使い方を頭に入れておいてください。



園の困りごと、何でもお問合せください

～園の顧問弁護士～ レーヴ法律事務所

[東京弁護士会所属]

■弁護士 / 保育士 柴田 洋平
TEL : 03-5336-3390

■弁護士 板垣 義一 ■弁護士 今西 淳浩
Email : reve.info@reve-law.jp

■弁護士 / 公認会計士 中谷 健二
HP : <https://www.reve-law.jp/>

